

阻集器に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市下水道条例施行規則(昭和41年八王子市規則第33号)

第3条(4)の規定に基づく阻集器の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、阻集器とは、汚水に含まれる排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物質を阻止、分離及び収集し、それらの物質の公共下水道への流入を防止するに有効な構造をもった装置をいう。

2 前項の汚水に含まれる排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物質とは以下にあげるものをいう。

(1) 排水のための配管設備の機能を著しく妨げる物質

ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による許可を受けて営業する飲食店等、及び健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項の規定による届出を行って開設する特定給食施設の汚水に含まれる油脂類

イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設に該当する生コンクリート製造施設等の汚水に含まれるセメント・土砂等

ウ 理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2の規定による確認を受けて開設する美容所の汚水に含まれる毛髪、美顔用粘土等

エ クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定による確認を受けて開設するクリーニング所の汚水に含まれる糸くず、布くず等

オ 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定による認可を受けて開設する病院等、及び同法第8条の規定による届出を行って開設する診療所等の汚水に含まれるプラスタ(石こう)等

(2) 排水のための配管設備を損傷するおそれがある物質

消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項の規定による許可を受けて設置する危険物の貯蔵所等の汚水に含まれるガソリン、油等

(選定の基準)

第3条 阻集器を設置しようとする者は、阻止、分離及び収集しようとする物質の種類に適応したもので、かつ、日本阻集器工業会から認定を受けたものを選定しなければならない。

(設置の位置)

第4条 阻集器は、阻止、分離及び収集しようとする物質を排出する器具、装置又は場所のできるだけ近くで、かつ、維持管理しやすい位置に設けなければならない。

(維持管理)

第5条 阻集器は、その機能及び性能を損なうことがないように適切な維持管理を行わなければならない。

2 市長は、阻集器の維持管理が適正に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、立ち入り検査等の措置を講ずることができる。

(検査)

第6条 市長は、阻集器から公共下水道へ排除された下水が、公共下水道を損傷し若しくは機能を阻害する恐れがあるとき、又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、下水道法第13条に基づき、検査することができる。

附則

本要綱は、令和4年(2022年)4月21日から施行する。